

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年4月7日(水) 15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 空き家に附属した農地指定について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
第2号 農用地利用配分計画の認可について
第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第4回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから2ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 腰越 清水尻 209 番外 11 筆、登記地目、現況地目、共に畑が 2859 m²、登記地目、現況地目、共に田が 2626 m²、登記地目、畑、現況地目、田が 1342 m²、合計 6827 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は流山市にお住まい 61 歳の方外 3 名、譲受人は市内腰越にお住まいの 59 歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続したが遠隔地に居住しており、耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自宅に近く利便性のよいこの農地を取得して菜花等を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号2 所在地は 竹原 若桜 2983 番、登記地目、現況地目共に田で 1730 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内竹原にお住まいの 58 歳の方、譲受人は市内竹原にお住まいの 67 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため、譲り渡します。

譲受人は自作に近いこの農地を取得して水稻を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号3 所在地は 大戸 白幡 220 番 6 外 1 筆、登記地目、現況地目共に田で合計面積 3690 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は目黒区にお住まいの 67 歳の方、譲受人は市内古茂口にお住いの 65 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自作地に近いこの農地を取得して水稻や菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第 2 項第 5 号関係では、下限面積の 10a 要件については、クリアしており、該当しません

また、第 2 項第 7 号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の 3 ページ、整理番号 1 について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は北条 北川井 2172 番 1 登記地目、田、現況地目、畑 1227 m²の案件です。

この農地は令和2年10月30日付けで、宅地分譲用地8区画で許可となった案件ですが、整地した後に、購入予定者から面積を広くしてほしいとの要望があり、8区画から7区画に変更しようとするものです。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、当初の宅地分譲用地8区画の計画を、7区画に変更するものです。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページから6ページ、整理番号1から8について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 宮城 東前 568 番 3 外 5 筆、登記地目、現況地目共に田が 49 m²、登記地目、現況地目共に畑が 705 m²、合計面積 754 m²の所有権移転の案件です。

申請人は横浜市の法人です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、太陽光発電設備パネル 189 枚を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日から工事着手し、約1ヶ月後に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 宮城 東前 575 番、登記地目、現況地目共に田で、面積は 528 m²の所有権移転の案件です。

申請人以下は、整理番号1と同様です。

整理番号3 所在地は 宮城 東前 576 番、登記地目、現況地目共に畑で、面積は 704 m²の所有権移転の案件です。

申請人以下は、整理番号1及び2と同様です。

整理番号4から6は一体の事業なので、一括して説明します。

この案件は、3月の総会で審議いただいた案件ですが、総会後に一旦、取下げされ、改めて申請されたものです。

所在地は 亀ヶ原 川間 1023 番 1 外 5 筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積 2789 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズや住み替えに対応する住宅を提供するため、建売住宅 16 棟を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後から工事着手し、令和5年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 亀ヶ原 蔵敷 66 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で 746 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズや住み替えに対応する住宅を提供するため、建売住宅 4 棟を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後から工事着手し、令和5年3月31日に完成予定になっていきますので、該当しないと考えられます。

整理番号8 所在地は 下真倉 坂田川 566 番 1、登記地目、田、現地地目、畑の 975 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内稲の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズや住み替えに対応する住宅を提供するため、建売住宅5棟を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年5月1日から工事着手し、令和3年12月15日に完成予定になっていきますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1～3については、太陽光発電設備を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号4～6については、建売住宅を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 7 については、建売住宅を建設するための申請になります。
	3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 8 については、建売住宅を建設するための申請になります。
	7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を視てきましたが、問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「空き家に附属した農地指定について」を議題とします。
	資料の 7 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 1 所在地は 西川名 待場 174 番外 2 筆、登記地目、現況地目共に畑が 204 m ² 、登記地目、田、現況地目、畑が 108 m ² 、合計面積 312 m ² です。
	申請人は市内沼にお住いの方です。

空き家の所在地は西川名 184 番 1 です。

議 長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「指定」することについて決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。資料の 8 ページから 13 ページ、整理番号 1 から 40 について、審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 査

整理番号 1 所在地は、国分 三枚田 507 番 地目は田で、面積 1,996 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 3 年 5 月 1 日から、終期は令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号 2 所在地は、菌 平池 962 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,331 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の始期は令和 3 年 5 月 1 日から、終期は令和 13 年 4 月 30 日までの 10 年間で、再設定となります。

整理番号 3 所在地は、二子 三島寄 650 番 地目は田で、面積 2,406 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 75kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の始期は令和 3 年 5 月 1 日から、終期は令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 4 所在地は、江田 南条目 654 番 地目は田で、面積 2,947 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の始期は令和 3 年 5 月 1 日から、終期は令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 5 所在地は、二子 丹右衛門前 616 番 地目は田で、面積 3,171 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は二子の方です。設

定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和6年4月30日までの3年間で、再設定となります。

整理番号6 所在地は、稲 沼田 776 番 地目は田で、面積 1,926 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定です。貸付者は稲にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号7 所在地は、正木 白沼 1061 番 地目は田で、面積 1,463 m² の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和8年4月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号8 所在地は、稲 奥野 1082 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 5,628 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は1等米 170kg です。貸付者は稲にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和8年4月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号9 所在地は、竹原 松葉前 3119 番 地目は田で、面積 2,410 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 37,500 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は安東の法人です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和6年4月30日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号10 所在地は、竹原 松葉前 3107 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,698 m² の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は安東の法人です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和6年4月30日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号11 所在地は、東長田 南向井原 23 番 1 地目は田で、面積 1,470 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 8,400 円です。貸付者は埼玉県にお住まいの方、借受者は西長田の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和8年4月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号12 所在地は、腰越 西 833 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,510 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は反当たり米 30 kg相当の金額です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者

も腰越の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号13 所在地は、腰越 崩350番2外2筆 地目は畑と田で、合計面積5,222㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号14 所在地は、腰越 狐塚178番3 地目は畑で、面積793㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和6年4月30日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号15 所在地は、正木 姫宮266番外6筆 地目は田と畑で、合計面積11,703㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者も亀ヶ原の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和33年4月30日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号16 所在地は、亀ヶ原 町ノ内197番1 地目は田で、面積2,967㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者も亀ヶ原の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和33年4月30日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号17 所在地は、正木 新作964番 地目は田で、面積1,915㎡の案件です。権利内容は貸借権の設定で、賃料は10,000円です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者も那古の方です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和6年4月30日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号18 所在地は、川名 栗坪391番9 地目は山林・畑・田で、合計面積1,889㎡の案件です。権利内容は貸借権の設定で、賃料は、5,000円です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号19 所在地は、大井 矢附1809番1外2筆 地目は田で、合計面積2,473㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会

です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号20 所在地は、大井 大溝 1703 番 地目は田で、面積1,324㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号21 所在地は、川名 御菌 817 番 地目は田で、面積1,832㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米60kgです。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号22 所在地は、川名 御菌 814 番 外2筆 地目は田で、合計面積3,346㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は20,076円です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号23 所在地は、川名 滝ノ澤 826 番 地目は田で、面積1,172㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は7,032円です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号24 所在地は、南条 簾 789 番 地目は田で、面積1,664㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は9,984円です。貸付者は東京都にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号25 所在地は、北条 八反目 2726 番 地目は田で、面積440㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号26 所在地は、北条 八反目 2725 番 地目は田で、面積530㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期

は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 27 所在地は、北条 八反目 2730 番 地目は田で、面積 2,020 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 28 所在地は、正木 上沼 2216 番 1 地目は田で、面積 145 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 29 所在地は、正木 上沼 2216 番 2 地目は田で、面積 105 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 30 所在地は、正木 上沼 2216 番 3 地目は田で、面積 740 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 31 所在地は、正木 上沼 2237 番 地目は田で、面積 1,021 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 32 所在地は、那古 塩田 1775 番 地目は田で、面積 1,459 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 33 所在地は、那古 塩田 1774 番 地目は田で、面積 800 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始

期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号34 所在地は、稲 五之坪 1270 番 地目は田で、面積 2,927 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号35 所在地は、那古 辻ノ前 1722 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,040 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 6,240 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号36 所在地は、那古 辻ノ前 1723 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,224 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 31,344 円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号37 所在地は、正木 西郷 330 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,992 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 150 kg です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号38 所在地は、安布里 青木田 210 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,089 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 18,534 円です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号39 所在地は、東長田 作 1329 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,363 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 161 kg です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年5月1日から、終期は令和13年4月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号40 所在地は、稲 奥野 1095 番 1 地目は田で、面積 2,507

m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 75 kg です。貸付者は二子にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 5 月 1 日から、終期は令和 13 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

以上 40 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

議長

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の利用権の解除について」を報告します。

資料の 14 ページから 16 ページ、整理番号 1 から 10 について、事務局より説明をお願いします。

主査

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除したものです。そのため、当該土地については、2 年間は千葉県園芸協会が維持管理していくこととなります。

整理番号 1 所在地は 正木 新作 919 番 外 1 筆、地目は田で、合計面積 5,359 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 2 所在地は 那古 神明 1715 番 1 外 1 筆、地目は田で、合計面積 2,936 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 3 所在地は 正木 三貫目 1450 番 外 4 筆、地目は田で、合計面積 12,357 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 4 所在地は 那古 辻ノ前 1722 番 1 外 1 筆、地目は田

で、合計面積 1,040 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 5 所在地は 正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆、地目は田で、合計面積 3,006 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 6 所在地は 正木 新作 925 番 外 2 筆、地目は田で、合計面積 7,993 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 7 所在地は 那古 塩田 1765 番 外 1 筆、地目は田で、合計面積 3,361 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 8 所在地は 正木 新作 914 番 外 1 筆、地目は田で、合計面積 5,515 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 9 所在地は 正木 道免 840 番、地目は田で、面積 1,346 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、病気で耕作できなくなったためです。

整理番号 10 所在地は 安布里 青木田 210 番 1 外 2 筆、地目は田で、合計面積 3,089 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、所有者と賃料の条件が合わなくなったためです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 17 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

整理番号 1 所在地は 小原 弁天前 806 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 6,939 m²を、公益社団法人 千葉県園芸協会が小原の方から借

り受け、賃貸借権が設定され、1月総会において承認された案件で、賃料は、34,695円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年2月24日から令和13年1月31日までの約9年11カ月です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の18ページ、整理番号1から7について、事務局より説明をお願いします。

主査

申し訳ございませんが、訂正があります。

整理番号2ですが、所在地が上真倉 堂ノ下 296、農振区域外とありますが、稲 鎮守 633番、農振区域内の間違いでしたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

整理番号1 所在地は、神余 栗ノ前 2779番1、地目は田で、面積1,917㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者がケガをし、耕作できなくなったためとのことです。

整理番号2 所在地は、稲 鎮守 633番、地目は田で、面積1,394㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、相続により貸借できなくなったためとのことです。

整理番号3 所在地は、正木 姫宮 266番 外6筆、地目は畑・田で、合計面積11,703㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、貸借の相手を弟さんから息子さんに変更するためとのことです。

整理番号4 所在地は、亀ヶ原 町ノ内 197番1、地目は田で、面積2,967㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、貸借の相手を弟さんから息子さんに変更するためとのことです。

整理番号5 所在地は、安布里 青木田 210番1 外2筆、地目は田で、合計面積3,089㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者の変更に伴い、使用貸借から賃貸借に変更となるためとのことです。

整理番号6 所在地は、那古 辻ノ前 1722 番1 外1筆、地目は田で、合計面積 1,040 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、耕作者の変更に伴い、使用貸借から賃貸借に変更となるためとのことです。

整理番号7 所在地は、亀ヶ原 蔵敷 66 番 外1筆、地目は畑で、合計面積 746 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、転用するためとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

主査

5月の総会日程について、次回は5月7日(金)を予定しています。
場所は、本館2階会議室で行います。

議長

以上で、第4回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 藤田 子保

館山市農業委員会委員 杉田 恒雄

館山市農業委員会委員 川名 功江

